

令和 3 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

(「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」重点的な取組関係分)

この資料は、県が令和 2 年 10 月に公表した「令和 3 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方」等について、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に該当する部分を抜粋し、まとめたものです。

重点的な取組 1 子どもの貧困対策

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で運営基盤が弱い子ども食堂などが休止するなか、減収による生活困窮などにより食事が満足にとれない子どもや家庭に対し、民間団体等と連携し、食料配布などを行う取組に対して支援を行いました。今後は、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につながるができるよう地域資源を活用し、誰でも参加できる子どもの居場所づくりを進める必要があります。
- ②「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望を持ち、夢や志に向かっていけるよう、教育の支援、生活の支援など関係機関と連携し、総合的に子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- ③「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立を促進し、安心して子育てや生活ができるよう、「三重県母子・父子福祉センター」の周知を行うとともに、他団体とも連携し、就業支援や相談対応の充実等を図る必要があります。
- ④令和2年度から高等教育の無償化が始まり、低所得者層の教育支援の充実が図られました。また、県立高校等の授業料に充てる就学支援金や、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金を支給するとともに、経済的な事由により修学が困難な高校生に対して修学奨学金の貸与等を行っています。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象として、随時、申請を受け付けるとともに、入学時の負担が大きい新入生に対して一部前倒し給付できるよう制度を拡充しており、引き続き、支援を行っていく必要があります。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。
- ②身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や先進事例の紹介など取組を進めます。
- ③ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。また、日常生活支援を行う市町への支援を行います。
- ④ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介、市町や学習支援に取り組む団体等への情報提供など取組を進めます。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を支援します。

【以上、施策 233 子育て支援と幼児教育・保育の充実（子ども・福祉部）】

⑤家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を行います。また、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人に対する助成を行います。

【施策 233 子育て支援と幼児教育・保育の充実（環境生活部）】

⑥高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。また、小中学校における「新入学学用品費等」の入学前支給がさらに進むよう、引き続き市町の状況把握や、国の就学援助に係る財政支援等の動向について市町へ情報提供を行うとともに、「新入学学用品費等」の早期支給について働きかけていきます。また、小中学校における就学援助費の前倒し支給について、他の自治体の先進的な取組などを情報収集し、市町教育委員会と共有のうえ、対応について検討します。

【施策 233 子育て支援と幼児教育・保育の充実（教育委員会）】

重点的な取組 2 児童虐待の防止

現状と課題

- ①児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツールの導入、子どもの権利擁護のためのアドボケイトの養成など、相談支援体制の強化に取り組んできました。令和2年7月からは、県内すべての児童相談所でAⅠを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。今後も、AⅠシステムのさらなる精度の向上を図りながら児童相談所の対応力を強化し、子どもの安全安心につなげていくことが必要です。
- ②社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、すべての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」を、令和4年度までに県内すべての市町で整備する必要がありますが、現在6市での設置にとどまっており、拠点の早期設置に向けた取組が必要です。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となって様々な関係機関に協力を求め、見守りを行いました。今後も継続して子ども等の見守りを行うとともに、外国につながる子どもに対する虐待も増加していることから、取り巻く環境の変化にも注視していくことが必要です。
- ④DV被害者支援については、新型コロナウイルス感染症の影響で被害の顕在化や深刻化がみられ、相談件数も増加傾向にあることから、令和2年6月からSNS相談を開始しました。今後、DV防止のためのさらなる啓発や、多様化、複雑化する相談に対する適切な情報提供や相談しやすい環境整備など、被害者支援の一層の推進が求められています。また、DVと児童虐待は密接に関連するため、関係機関の連携が必要です。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①児童相談所における対応力の強化のため、AⅠシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- ②子ども家庭総合支援拠点の設置に向けては、個別の相談会や研修会などを実施し、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援することで、市町において福祉に関する必要な支援が行われる体制が整うよう取り組んでいきます。

- ③新型コロナウイルス感染の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。さらに、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関などでの見守りだけでは対応が困難なため、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。

【以上、施策 133 児童虐待の防止と社会的養育の推進（子ども・福祉部）】

- ④「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう関係機関と連携した取組を進めるとともに、SNSをはじめとした相談しやすい環境の整備に努めます。また、DVを許さない社会意識の醸成に向けての啓発や、要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等の組織的な一体化を市町に働きかけるなど、DV対応と児童虐待対応とのより一層の連携強化を図ります。

【施策 212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進（子ども・福祉部）】

重点的な取組3 社会的養育の推進

現状と課題

- ①平成28年には、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることに加え、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、令和元年度に「三重県社会的養育推進計画」を策定しました。今年度は、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に2か所設置するとともに、児童に関する相談に応じ、必要な助言等を行う児童家庭支援センターを紀州児童相談所管内に整備しました。今後も、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。
- ②児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、個室化に要する経費を補助することで、施設等の事業継続を支援しました。今後も、感染症がもたらした新たな生活様式に合わせて、児童養護施設等の多機能化を図っていくことが必要です。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①多機関連携、協同面接、アドボケート養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。また、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。さらに、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。加えて、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。
児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けては、生活相談員を配置するなど、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、児童養護施設等における感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費、事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助します。

【以上、施策133 児童虐待の防止と社会的養育の推進（子ども・福祉部）】

重点的な取組 4 若者等の雇用対策

現状と課題

- ①本県の有効求人倍率は、平成31年1月の1.75倍をピークに12か月連続で低下しており、新型コロナウイルス感染症の影響も受けて、今後も厳しくなることが予想されます。このため、解雇や雇止めが危惧されるとともに、新規学卒者の採用についても予断を許さない状況が続いています。
- ②若者の県外流出が引き続き大きな課題となっており、県内高等教育機関卒業生の県内企業への就労を促進するとともに、県外の大学へ進学した学生を就職時に三重県へ呼び戻す取組が必要です。
- ③県外の大学へ進学した学生や1ターン希望の学生が県内企業でのインターンシップや就職を希望しても、どのような企業があるのか、県内企業にはどのような魅力があるのかなどを知ることが難しい状況です。
- ④いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在も、本意ではない非正規雇用や無業の状態である人が一定数存在します。こうした状況にある人を対象に、安定した就労に向けた支援の充実が求められています。また、若年無業者の職業的自立が課題となっており、就労に向けて、地域で包括的に支援する仕組みが求められています。
- ⑤雇用情勢の悪化から求職者の増加が見込まれることから、雇用のセーフティネットとして産業界のニーズである多様な職業訓練を実施していくことが求められています。
- ⑥南部地域は、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出と高齢化に歯止めがかからない状況が続いています。定住につながるよう、南部地域活性化基金を活用し、より直接的な働く場の確保に向けた取組や住民の生活に寄り添った取組を支援することにより、持続可能な地域社会の実現を図ることが求められています。
- ⑦若者の定着には、若者に魅力的な働く場が必要であり、民間企業の進出等による雇用創出を図るため、市町と民間事業者等が連携して、働く場の確保に取り組む必要があります。また、進学等のタイミングで多くの若者が南部地域を離れていることから、一旦は南部地域を離れたとしても将来的に戻ってくるために、地域の魅力や仕事を知る取組が必要です。
- ⑧新規就農者の確保に向け、就農相談の対応、遊休農業施設等のマッチングや国の農業次世代人材投資資金を活用した支援に取り組んでいます。また、雇用力のある農業法人を立ち上げる経営者等の育成に向け、「みえ農業版MBA養成塾」において、座学や農業経営体でのインターンシップを通じた塾生の育成に取り組んでいます。今後は、関係機関と連携し、農業次世代人材投資資金を活用した新規就農者への支援に取り組むとともに、「みえ農業版MBA養成塾」のカリキュラムをより充実させることが必要です。

- ⑨農業における「働き方改革」の取組の一つとして、他産業からの多様な人材の掘り起こしや、そうした人材と農業経営体等とをマッチングする仕組みを構築するとともに、新規就農者の定着に向け、農業経営体における職場環境や人材育成体制の整備などに取り組んでいます。今後も、若者をはじめ、子育て世代の女性や障がい者など多様な人材を地域の実情に応じて確保・育成する必要があります。
- ⑩林業従事者が減少傾向にある中、森林・林業の振興や地域の活性化につなげるため、新規就業者の確保に取り組むとともに、「みえ森林・林業アカデミー」において、産学官連携のもと、次代を担う林業人材を育成するため、社会状況の変化やニーズに対応した講座を実施していくことが必要です。さらに、森林づくりを社会全体で進めるため、今年度策定する「みえ森林教育ビジョン」に基づき、子どもから大人までの一貫した森林教育を推進していくこととし、森林教育活動の場づくりや森林教育指導者の確保・育成に取り組む必要があります。
- ⑪多様な担い手の確保及び育成に向けて、9月に志摩市で開催されたみえ真珠塾の短期研修などを支援するとともに、協業化・法人化を検討する漁家への専門家の派遣、事業承継にかかる相談窓口を漁協に設置するなど「居ぬき」の物件をあっせんする仕組みづくり、ロボット技術や省力化機器の導入等による高齢者等が長く安全に働ける環境づくり等に取り組んでいます。引き続き、漁師塾等に参加する就業希望者が、地域の漁業に円滑に着業・定着できるよう支援するとともに、協業化や法人化を促進し、安定した経営基盤を有する多様な担い手の雇用の受け皿の確保を図っていく必要があります。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①県内企業への就職を促進するため、三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供します。「おしごと広場みえ」では、これまでの対面式に加え、オンラインによる就職相談や模擬面接等を引き続き実施するほか、Web合同企業説明会の開催など、学生と県内企業との交流機会の確保等に取り組めます。
- ②県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、SNSやWebを活用した就職相談や企業説明会等の実施、大学主催の保護者会への出席など、さまざまな方法で情報を発信することで、県内企業のさらなる認知度向上に努めます。また、学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、県内企業のさまざま魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかりNAV」(ウェブサイト)による情報発信を引き続き進めるとともに、就職支援協定締結大学や県内経済団体等と連携し、「『みえ』のインターンシップ情報サイト」の普及を進めることで、県内企業へのインターンシップを促進します。
- ③離職者や転職希望者等の県内への就職・定着を進めるため、県内企業の求人情報が検索・参照できる「『みえ』の仕事マッチングサイト」の活用を図るとともに、就職・転職セミナー、職場体験など、多様な支援メニューを準備することで、離職者や転職希望者等一人ひとりの実情に応じた支援に取り組めます。企業に対しては、オンライン面接等の導入促進を図るとともに、採用力を強化するセミナーを開催し、幅広い人材確保のノウハウを提供します。
また、無業者については、三重労働局等の関係機関と連携しながら、地域若者サポートステーションを活用し、各種講座や訓練等を提供することで職業的自立につなげます。

④就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く者や長期無業者が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職・定着までの切れ目ない支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。このほか、令和2年度に実施した就職氷河期世代の実態調査結果を関係機関で共有することにより、地域の実情に合った支援を提供します。

⑤津高等技術学校において、新型コロナウイルス感染症に対応するため、新規学卒者を対象としたオンライン訓練を導入します。また、離転職者等を対象として、多様な分野において職業訓練を実施するとともに、県内企業の生産性向上や競争力の強化に資する技術者等の技能向上のため、引き続き在職者訓練に取り組みます。

【以上、施策 341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援（雇用経済部）】

⑥南部地域各市町の効果的な取組を促進するため、南部地域 13 市町や有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、情報共有や課題の解決に向けた検討を行い、南部地域活性化基金等により市町の取組を支援していきます。

⑦若者の定着を図るため、民間事業者等と連携した開発プロジェクトやこれを契機とした新たなビジネスの展開に必要な調査、試験研究など、雇用の創出、魅力的な働く場の確保に向けた市町の取組を支援します。また、若者が地域の魅力や仕事を知るための市町の取組を支援します。

【以上、施策 251 南部地域の活性化（地域連携部南部地域活性化局）】

⑧次代の農業を担う人材確保に向け、新規就農者に対する農業人材投資資金等を活用した支援に取り組むとともに、「みえ農業版MBA養成塾」においてオンライン講義など新しい生活様式への対応やカリキュラムの充実に取り組めます。

⑨多様な人材に農業が働く場として選ばれるよう、経営者の意識改革を図り、就業者に働きやすさややり甲斐を提供できる職場環境や人材の育成体制を整備するなど、農業経営体等の「働き方改革」を推進・支援します。また、他産業からの多様な人材の参入を促進するとともに、そうした人材と農業経営体等とをマッチングする仕組みの構築を支援します。

【以上、施策 312 農業の振興（農林水産部）】

⑩新規就業者の確保を図るため、引き続き、首都圏等で開催される就業・就職フェアでのPR等に取り組むとともに、これまで十分に体系化されていなかった林業の人材育成や森林教育、研究や普及といった機能を一元化し、子どもから大人までの一貫した人材育成を展開する新たな体制を構築します。新たな体制においては、林業人材育成にかかるカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、森林教育の取組を広げていくためのプログラムの作成や主体的・対話的な学びの実践を取り入れた森林教育指導者の育成、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大等に取り組む、森林・林業をはじめとするさまざまな課題に主体的に対応できる人材の育成を進めます。さらに、新たな拠点施設の整備を進めるなど、森林教育に参加する子どもから、林業のプロフェッショナルまで幅広い人材育成を推進していくための施設面での強化にも取り組みます。

【施策 313 林業の振興と森林づくり（農林水産部）】

- ⑪多様な担い手の確保および育成に向けて、都市の若者等を本県の漁業に呼び込むオンラインによる仕組みづくりや漁業経営体の協業化・法人化を進めるとともに、引き続き、漁師塾や真珠塾の運営および開催への支援、ロボット技術を活用した省力化等により高齢者や女性など多様な担い手がライフステージ等にあわせて活躍できる環境づくり、事業承継の仕組みづくり等に取り組みます。

【施策 314 水産業の振興（農林水産部）】

重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援

現状と課題

- ①晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることに加え、新型コロナウイルスの影響で所得が減少し、不妊治療の継続が難しくなっている方がいることをふまえ、妊娠・出産についての希望がかなうよう、特定不妊治療等に対する経済的支援を行いました。また、令和元年度に実施したアンケート結果から、相談窓口の充実を求める声があり、さらに、新型コロナウイルスの影響で精神的な負担を抱えた方が増えていることから、不妊専門相談センターの相談時間を令和2年9月から第3火曜日に加え、第1火曜日も相談時間を延長しました。今後も子どもを持ちたいという希望と感染症への不安等の間で葛藤している不妊に悩む夫婦に対し、精神的な負担を軽減するための寄り添った支援が必要です。
- ②仕事を継続しながら不妊治療を受ける人も増加していることから、不妊治療の正しい知識の普及啓発、職場での理解促進のため講演会等を開催しました。今後も不妊治療と仕事の両立支援のため、不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりに向けた取組が必要です。
- ③生殖機能の低下、喪失の恐れがあるがん治療を受ける際に、妊孕性温存治療を受けた小児、思春期・若年がん患者に対して、その費用の一部を助成しました。今後も、がん治療により将来子どもを持ちたいという希望をあきらめてしまうことがないよう継続した支援が必要です。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、国の動向を注視しながら、引き続き特定不妊治療費（男性不妊治療含む）を助成するとともに、不育症治療など県独自の不妊治療費助成事業に取り組む市町を支援します。また、不妊に悩む夫婦に寄り添い、悩み等を傾聴して精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、ピア・サポーターを養成し、身近な地域でも相談等の支援が受けられる体制を整備します。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により不妊治療を中断した方などが、その間も心身を良好な状態に保ち、治療再開に向けて妊娠しやすいコンディションを維持できるよう、生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会等を開催します。
- ②不妊治療と仕事の両立に向けて、労使や医療関係者等と連携して治療と仕事の両立を応援する機運の醸成を図るとともに、職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進するため、企業や働きながら治療を受ける方への相談体制や情報提供の充実を図ります。
- ③小児、思春期・若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、妊孕性温存治療に対し助成をします。

【以上、施策232 結婚・妊娠・出産の支援（子ども・福祉部）】

重点的な取組6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

現状と課題

- ①核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産支援体制の構築が求められています。また、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦に対し、分娩前のPCR検査受診を可能とし、感染が確認された場合には、退院後、助産師や保健師等が自宅等へ訪問して不安の解消や育児支援を行う体制を整備しており、今後も継続した取組が必要です。
- ②予防可能な子どもの死亡を減らすため、子どもの既往歴や家族背景、死に至った直接の経緯等に関する情報を基に複数の関係機関や専門家により死因の検証を行い、効果的な予防策を導き出すこととしています。今後も、予防可能な子どもの死因を検証し、効果的な予防策を検討する継続した取組が必要です。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①県内のどの地域においても安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重県の実現に向けて、各市町において妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、母子保健コーディネーターの養成を行うとともに、「子育て世代包括支援センター」の運営機能の充実や各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、医療専門職の専門的なケアや助言など、妊産婦に寄り添った支援を行います。
- ②予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

【以上、施策 232 結婚・妊娠・出産の支援（子ども・福祉部）】

重点的な取組 7 周産期医療体制の充実

現状と課題

- ①医師の確保については、「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療支援センターの体制の強化・充実を図り、医師のキャリア形成支援や医師不足地域への派遣調整を行うとともに、医師修学資金貸与制度の運用などの医師確保対策に総合的に取り組んでいます。これまで取組を進めた結果、過去10年間（平成20～30年）の医師数は、10万人あたり40.9人増加（全国順位11位）するなど着実に増えていますが、地域偏在等の課題があることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。
- ②看護職員の確保については、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、「三重県看護職員需給推計」をとりまとめました。これまで、人材確保対策、定着促進対策、資質向上対策、助産師確保対策の4本柱で取組を進めてきた結果、看護職員数は年々増加の傾向にはありますが、県全体では未だ不足している状況にあることから、引き続き、看護職員修学資金貸与制度の運用や三重県ナースセンターへの登録促進などに取り組み、看護職員の確保・定着を図る必要があります。
- ③中・高校生を対象とした地域医療セミナーやへき地医療体験実習の実施、医学生を対象にしたへき地医療に関する交流会の実施など、地域医療の魅力を発信する取組を実施しています。引き続き、地域医療を担う次世代の医療人材の育成を図る必要があります。
- ④医師や看護職員の勤務環境改善については、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関の取組を支援しています。医療従事者の働き方改革が進められるなか、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の推進などにより、引き続き、医療機関の勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。
- ⑤休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行うとともに、かかりつけ医の必要性、適切な受診行動や相談窓口の普及啓発を行っています。救急搬送における高齢者や軽症者の搬送割合が増加傾向にあるため、今後も救急医療に対する県民の理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるための継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑥安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営に対する支援を行うとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施しています。令和元年の周産期死亡率は、全国で最も低くなりましたが、引き続き、周産期死亡率のさらなる改善のための取組を継続して実施していく必要があります。小児在宅医療については、多職種による連携体制やレスパイト体制の構築を県内全域で進めており、今後も多職種が連携した取組を進めていく必要があります。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①医師の確保について、地域における医療提供体制の確保を図るため、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の地域偏在解消に取り組めます。

- ②看護職員の確保・定着を図るため、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえて今年度取りまとめを行う報告書に基づき、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進などにより、県全体の看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護等、在宅医療を担う看護職員の育成や特定行為研修の受講促進に取り組みます。また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染管理を担う看護師の養成に係る支援や資質向上に取り組みます。
- ③県内の中・高校生や医学生等を対象に地域医療の魅力を伝える機会を提供するなど、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保・育成に取り組みます。
- ④医師や看護職員の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー等による医療機関への助言・支援に取り組むとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図るなど、医療従事者の働き方改革の推進を支援します。
- ⑤三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めます。また、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。
- ⑥安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営に対する支援を行うとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施します。また、小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組み、在宅療養を支える医療資源の充実に取り組みます。
- ⑦医療に関する患者・家族等からの相談等に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会や院内感染対策を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において取組事例の共有化を進めながら、県内医療機関における院内感染対策や医療安全体制の推進に向けて必要な支援を行います。

【以上、施策 121 地域医療提供体制の確保（医療保健部）】

重点的な取組 8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

現状と課題

- ①平成 30 年度に保育所保育指針等が改正されるとともに、令和元年 10 月には幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭・地域と協力し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
- ②女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増えています。施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、保育士不足が大きな要因となり、待機児童数は高止まり状態となっています。また令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、前期の保育士試験（筆記）が中止となるなどの影響が出ています。そこで、潜在保育士の就労に向けた支援や、新任保育士の就業継続支援に加え、保育士が働きやすい環境づくりに向け、ICT 等を活用した事務改善の支援等を行っています。今後も、保育人材の確保に努め、待機児童の解消に取り組むとともに、幼児教育・保育のより一層の質の向上、幼稚園等の子育て支援の充実を図っていく必要があります。
- ③令和 2 年度に設置した「三重県幼児教育センター」において、各市町等と連携しながら、市町や幼児教育施設への訪問・助言や研修の充実、情報発信の強化に取り組んでいます。あわせて、同センターに配置した幼児教育アドバイザーを市町や幼稚園等へ派遣し、助言等を行っています。今後も、幼稚園や保育所など、また公私立などの施設類型を問わず、質の高い幼児教育・保育が行われるよう支援する必要があります。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進しています。引き続き、各園等の実情に合わせて、取組が推進されるよう支援する必要があります。
- ④就学前の保育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えており、施設整備などにより利用できる小学校区の割合は増加していますが、待機児童は解消されていません。引き続き、放課後児童クラブの施設整備や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、必要なときに病児・病後児保育が利用できる環境整備が必要です。
- ⑤子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」に基づき、企業や団体等のさまざまな主体と連携し、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組んできました。今後も、条例の周知や理解促進に一層取り組むとともに、子どもたちの「生き抜いていく力」を育む必要があります。また、子どもたちの携帯電話・スマートフォンの所有率が高まっている中、コロナ禍でインターネットに接する時間が長くなり、有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が発生していることから、子どもたちが適正にインターネットを利用できるよう啓発を進める必要があります。
- ⑥平成 28 年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、市町や三重県 P T A 連合会と連携して家庭教育の応援に取り組んできました。新型コロナウイルスの影響により親子ともに家庭で過ごす時間が増え、子どもへの接し方に悩んだり、子どもの育ちに不安を感じる保護者もいることから、こうした保護者が子育てについて学ぶ場として Web 講座の開設を進めています。今後も各家庭の実情に応じた家庭教育応援の取組を社会全体のつながりの中で進めていく必要があります。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①令和元年度に策定した第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についても、適切に対応できるよう必要な支援を行います。
- ②待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士向けのWeb研修環境の整備や、保育士をめざす方への職場体験の機会の提供を通じて潜在保育士の就労・職場復帰を支援するとともに、新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付等を行うなど、市町や高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、令和元年度に開設した「保育士・保育所支援センター」のWebページ「みえのほいく」を活用して、きめ細かな情報発信や求人・求職のマッチング等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。
- ③ICT等を活用した働きやすい職場環境づくりを推進する取組を保育現場に拡げていくため、現場で実践している優良事例の普及に向けたサポートや、Webサイトでの周知に取り組むとともに、先進的な取組を行う保育所の表彰を通じて保育現場のモチベーション向上を図り、質の高い保育の提供につなげていきます。
- ④私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、引き続き、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう支援していきます。また、就学前教育を担う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。
- ⑤放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児・病後児保育の充実に向けて、医療機関や保育所等での施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。これらの取組を通じて、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援します。

【以上、施策 233 子育て支援と幼児教育・保育の充実（子ども・福祉部）】

- ⑥県内全ての幼稚園や保育所等において、質の高い幼児教育・保育が行われるよう、引き続き幼児教育センターにおいて、市町や幼稚園等への訪問・助言等の支援を実施します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立のため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進するとともに、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の普及に取り組みます。

【施策 233 子育て支援と幼児教育・保育の充実（教育委員会）】

- ⑦子ども条例施行10周年の節目を好機ととらえ、子どもの権利について、子ども自身が学ぶ機会や意見を表明する機会を提供するとともに「みえ次世代育成応援ネットワーク」加盟企業・団体を始めとしたさまざまな主体と連携し、地域全体で子どもの豊かな育ちを支える取組を進めます。また、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支

える相談電話「こどもほっとダイヤル」を引き続き実施します。さらに、子どもの「生き抜いていく力」を育むとともに三密を避けた保育にもつながる野外体験保育の普及を関係機関と連携して進めます。加えて、三重県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査を実施するとともに、青少年のWebやSNS等の適正利用が進むよう啓発動画の作成や出前講座による活動を進めます。

- ⑧策定から5年が経過していることから、新型コロナウイルス感染症の影響等による子育て家庭をとりまく環境変化もふまえ、「みえ家庭教育応援プラン」を改定します。また、地域における子育て家庭の応援や家庭教育応援の取組を促進するため、引き続き市町や三重県PTA連合会等と連携し、保護者同士のつながりを作るためのワークショップを開催するとともに、開設したWeb講座の充実を図ります。

【以上、施策 231 県民の皆さんと進める少子化対策（子ども・福祉部）】

重点的な取組 9 男性の育児参画の推進

現状と課題

- ① 「みえの育児男子プロジェクト」等により、「男性の育児参画が大切である」という考え方が広がり、また、新型コロナウイルス感染症に伴う在宅勤務等で家族と過ごす時間が増加したことで、「今後、家事育児に積極的に関わっていきたい」と考える男性は増加しています。一方で、育児参画の意欲はあるものの、仕事との両立やパートナーとの育児の分担などに悩みを持つ男性も増加しており、今後はイクボスの推進等による「職場風土づくり」とともに、「パートナーとともに行う育児」の実現に向けて、男性の育児参画の質を高める取組を進める必要があります。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ① 「パートナーとともに行う育児」を実現するため、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、いわゆる「とるだけ育休」にならないよう、男性による育児参画のノウハウの習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた支援を行い、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。また、「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を有する割合の高いNEXT親世代を対象として、そのモチベーションを将来親になる時まで保てるよう、育児参画に関する普及啓発に取り組みます。

【施策 231 県民の皆さんと進める少子化対策（子ども・福祉部）】

重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

現状と課題

■発達支援が必要な子どもへの支援■

- ①平成 29 年 6 月に開院した「三重県立子ども心身発達医療センター」において、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況も相まって、初診診療の待機期間が長期化しています。そのため、地域の小児科医等を対象に発達障がいについての連続講座を開催するとともに、地域の医療機関等によるネットワークの構築を支援するため、発達障がい児地域支援ネットワークの構築を進め、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組んできました。今後も、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。
- ②発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、市町教育委員会と連携した小中学校へのパーソナルファイルの活用や、中学校から高校への支援情報の引継ぎを進めています。高校においては、発達障がい支援員 3 人による巡回相談を実施し、生徒および保護者との面談や教員の指導に関する助言等を行っています。引き続き、適切な指導・支援や校種間での確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進める必要があります。
- ③特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高校の教員に助言等を行っています。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修を実施しています。さらに、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座を実施し、子どもたちへの指導と支援について理解を深めています。特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍する可能性があることから、引き続き、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があります。
- ④高校における通級による指導において、授業内容のさらなる充実を図るために専門家（大学教授等）の助言を受けながら、指導内容や評価等の研究を実施しています。今後、高校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、通級による指導を拡大する必要があります。

■医療的ケアが必要な子どもへの支援■

- ①障がい者の地域生活を支援するための取組を進めることで、グループホームなどの障害福祉サービスの充実、工賃の向上や一般就労者数の増加など障がい者の自立に向けた環境整備は進みつつありますが、引き続き居住の場や日中活動の場、地域生活を支える障害福祉サービス等の充実や、医療的ケアが提供できる事業所の拡充を図る必要があります。
- ②医療的ケアを実施する教員と看護師免許を有する常勤講師が、必要な知識と技能を身につけられるよう、医療的ケアガイドラインを周知・活用するとともに、スキルアップ研修会の実施や研修ビデオの活用を進めています。引き続き、安全で安心な医療的ケアを実施する必要があります。

■発達支援が必要な子どもへの支援■

- ①県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申し込みの際のアセスメントの強化や、地域の小児科医等を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。

【施策 233 子育て支援と幼児教育・保育の充実（子ども・福祉部）】

- ②就学前、小学校、中学校、高校、特別支援学校等の間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるようパーソナルファイルのさらなる活用を進め、切れ目ない支援を行う体制づくりに取り組めます。
- ③特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、職場開拓および職場実習を進めるとともに、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、計画的・組織的なキャリア教育を推進します。また、特別支援学校と農業経営体等との連携を進め、職場実習を行うとともに、農業ジョブトレーナーの活用などを通して、特別支援学校における農業実習に取り組めます。
- ④小・中・高校の教員の特別支援教育に関する専門性の向上をめざして、各特別支援学校のセンター的機能による教員への助言等を進めるとともに、小・中・高校の通級指導担当教員等を対象とした研修等の取組を進めます。
- ⑤高校における通級による指導において、自己理解やコミュニケーション能力の向上を図る指導を進めるとともに、実施校の拡充に向けた取組を進めます。

【以上、施策 223 特別支援教育の推進（教育委員会）】

■医療的ケアが必要な子どもへの支援■

- ①障がい者の地域生活を支援するための障害福祉サービスの確保を図るとともに、令和3年度社会福祉施設等整備方針に基づき、グループホームや日中活動の場等の整備促進に取り組めます。また、障害者支援施設等において感染症の感染防止対策などに適切に対応できるよう、必要な支援を行います。さらに、障がい福祉分野の人材支援のため、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るためのロボット等導入やICT導入による生産性向上の取組に対する支援に取り組めます。
- ②医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各支援ネットワークにおけるスーパーバイズチーム機能構築等の多職種連携や医療的ケア児・者の受け皿拡充を推進します。

【以上、施策 132 障がい者の自立と共生（子ども・福祉部）】

- ③医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師、教員の連携・協力のもと医療的ケアを安全に実施します。また、高度な医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校において、指導医・指導看護師が巡回することにより、校内のサポート体制構築や看護師の不安軽減を図り、安全で安心な医療的ケアを実施するとともに、特別支援学校における看護師の配置が安定的に行えるよう、取組を進めます。

【施策 223 特別支援教育の推進（教育委員会）】

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

現状と課題

- ①働く意欲のある全ての人が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革を推進し、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげる必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢にも影響を及ぼす中、テレワークなど新しい働き方の実現に有効な就労形態の導入促進を図る必要があります。
- ③安心して働き続けるためには、雇用等に不安を抱える労働者に対する労働相談等のセーフティネット機能の充実が求められています。
- ④働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう支援する必要があります。
- ⑤県内の民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合は、近年改善しているものの、一層の雇用促進に向けて、ステップアップカフェなどを活用した気運の醸成や働きやすい職場づくりの支援に取り組むとともに、障がい者のテレワーク就労など多様な働き方についての検討を進める必要があります。
- ⑥外国人労働者は雇用調整の対象になりやすく、また、企業においても受入体制の整備が十分でないことから、安心して働き続けることができる職場環境づくりが必要です。また、外国人の技能検定試験受検者が増加することが見込まれるため、試験を円滑に実施できる体制整備が必要です。
- ⑦企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を図り、令和2年8月末現在で、マイレージ特典協力店が1,125ヶ所、マイレージ取組事業所が154ヶ所となりました。また、「三重とこわか県民健康会議」を設置し、企業、関係機関・団体、市町等との連携により、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図っています。加えて、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度および「三重とこわか健康経営促進補助金」を創設するとともに、認定企業のうち優れた健康経営に取り組んでいる6企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰を行いました。引き続き、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- ⑧職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。

令和3年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方の実現に向けて取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方が大きく変わりつつあります。企業の規模、業種にかかわらず働き方を見直すとともに、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、働き方改革を県内に広く普及していきます。
- ②時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、引き続き県内企業への働きかけや支援を行うとともに、企業、経済団体、労働団体、行政など関係団体が一体となって県全体へのテレワークの浸透を図ります。
- ③相談内容が年々複雑・多様化していること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢に影響を及ぼしている現状を踏まえ、引き続き労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。
- ④働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て、介護等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう、引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に仕事と家庭の両立に関する講座の開催等により、就労継続の意識啓発を進めていきます。
- ⑤障がい者が希望や能力、適性を生かして働き、ともに働くことが当たり前の社会となるよう、職業訓練・職場実習の機会を提供するとともに、ステップアップカフェや三重県障がい者雇用促進ネットワークなどの取組を通じて企業や県民の理解をより一層促進します。また、障がい者のテレワークを積極的に推進するなど、障がい者が活躍できる多様な働き方を検討し、普及するとともに、障がい者が働きやすい職場づくりに取り組みます。
- ⑥外国人が安心して就労できる環境づくりを進めるため、大量離職発生時には関係機関と連携して迅速に対応にあたります。また、企業側における受入体制の整備促進を図るセミナー等を開催するとともに、多言語による相談支援体制の整備や職業訓練・職場体験機会の提供に取り組みます。技能検定試験については、受検者のニーズに応じて、円滑で効率的な試験が実施できるよう、試験実施体制の整備を図ります。

【施策 342 多様な働き方の推進（雇用経済部）】

- ⑦「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を引き続き図り、企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進します。また、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに継続して取り組む気運の醸成を図るとともに、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着や、「三重とこわか健康経営促進補助金」の活用、「三重とこわか健康経営大賞」による表彰により、企業における健康経営を推進します。さらに、こうした取組にDXを取り入れながら、継続・発展的に健康づくりを推進します。

【施策 124 健康づくりの推進（医療保健部）】

- ⑧県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」の取組等を通じ、県内企業・団体において女性の活躍が一層進むよう、女性が活躍できる環境整備や男性の意識改革に取り組みます。

【施策 212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進（環境生活部）】